

# ハイ！消費生活相談員です



## 通信販売には気を付けて！（2023年4月号）



最近の傾向として、センターに相談される内容のほとんどが通信販売でのトラブルです。

### 【事例1】

家族が人気歌手のコンサートに行くことになった。チケット1枚1万2千円のはずが、息子が転売サイトで購入し2枚で3万8千円だった。検索サイトの一番上に表示されていたので正規サイトだと思ったようだ。歌手の公式サイトには「転売サイトで購入したチケットと判明した場合は入場できない」と書かれていた。どうすればいいか。

### 【事例2】

マッチングアプリで日本在住の会社役員というイギリス男性と知り合い、無料通話アプリで連絡を取っていた。彼から「二人の結婚後の資金を貯めるために」と暗号資産を購入・送金させられたが、その後連絡が取れなくなった。どうしたらいいか(国民生活センターのホームページ参照)

### 【アドバイス】

事例(1)は、転売チケットでは入場できない可能性があります。チケットを購入する場合は公式の再販できるサービスを利用しましょう。

事例(2)は、マッチングアプリで、男女共に最も遭遇するのが詐欺や投資系のトラブルです。恋愛感情を利用して「結婚」をほのめかし「結婚資金を貯める」「豊かな結婚生活を送る」などと言って投資に誘います。投資や送金を求められたら、きっぱりと断りましょう

消費生活に関するご相談は  
草津市消費生活センターまで！

☎077-561-2353（直通）

または消費者ホットライン ☎188

（※最寄りの相談窓口につながります）